

九州大学附属図書館におけるデジタルアーカイブの 二次利用自由化

林, 豊
国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課研究成果整備チーム

小柳, 貴俊
九州大学附属図書館利用者サービス課理系利用サービス係

泉, 愛
九州大学附属図書館eリソース課リポジトリ係

吉松, 直美
九州大学附属図書館医学図書館

他

<https://doi.org/10.15017/2327998>

出版情報：九州大学附属図書館研究開発室年報. 2018/2019, pp.21-27, 2019-07. 九州大学附属図書館
バージョン：
権利関係：Creative Commons Attribution-NonCommercial-NoDerivatives 4.0 International

報告

九州大学附属図書館におけるデジタルアーカイブの二次利用自由化

林 豊[†] 小柳 貴俊[‡] 泉 愛[§] 吉松 直美^{**} 井ノ上 俊哉^{††} 堀 優子^{‡‡} 斎藤 未夏^{§§}

<抄録>

九州大学附属図書館では、2018年10月より、インターネットで公開している所蔵貴重資料等のデジタル化画像の二次利用を大幅に自由化（オープン化）した。同時に、デジタル化されていない貴重資料等の二次利用手続きについても簡素化を果たした。本稿では、この取組みの概要、検討の過程、利用者からの反響、今後の展望について紹介する。

<キーワード> デジタルアーカイブ、デジタル化、オープンアクセス、オープンデータ、二次利用、利活用、自由化、パブリックドメイン、著作権、オープンライセンス、業務改善

Kyushu University Library makes its digitized images of public domain materials openly available

HAYASHI Yutaka, KOYANAGI Takatoshi, IZUMI Ai, YOSHIMATSU Naomi, INOUE Toshiya, HORI Yuko, SAITO Mika

1. はじめに

九州大学附属図書館（以下、「当館」という。）では、2018年10月より、インターネットで公開している所蔵貴重資料等のデジタル化画像の二次利用を大幅に自由化（オープン化）した。同時に、デジタル化されていない貴重資料等の二次利用手続きについても簡素化を果たした。本稿では、この取組みの概要、検討の過程、利用者からの反響、今後の展望について紹介する。

2. 概要

2.1. 背景

当館の所蔵する貴重資料等をデジタル化してインターネットを通じて広く公開する取組みは、1990年代に遡る^{[1][2]}。その後、公開コレクションの増加と並行して、技術の進歩と足並みを揃えながら画像公開のポ

ータルサイトは進化を遂げ、2013年12月からは「九大コレクション」（蔵書検索や機関リポジトリを包含した統合サービス）を通じて公開している^[3]。さらに2018年4月には、九大コレクションがデジタル画像の相互運用性に関する国際規格で International Image Interoperability Framework (IIIF) に対応し、画像の利便性を高めるに至った^{[4][5]}。

しかしながら九大コレクションで公開しているデジタル化画像は、たとえ原資料の著作権保護期間が満了していた場合であっても、二次利用にいくつかの制約が存在していた。具体的には、

- 事前の利用申請が必要（手続きに時間を要す）
 - 利用料金が必要
 - 改変や商用利用が不可
- というルールがあり、利用者の負担・不満が大きかった。提供側の当館職員にとっても、利用料金算出式の複雑さも相まって、利用申請処理や利用料金徴収に係

[†] はやし ゆたか 国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課研究成果整備チーム (〒101-8430 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2) E-mail: hayashiyutaka@nii.ac.jp ORCID iD: 0000-0001-7761-3444

[‡] こやなぎ たかとし 九州大学附属図書館利用者サービス課理系利用サービス係 (〒819-0395 福岡市西区元岡 744) E-mail: koyanagi.takatoshi.839@m.kyushu-u.ac.jp ORCID iD: 0000-0001-6054-4809

[§] いずみ あい 九州大学附属図書館 eリソース課リポジトリ係 (〒819-0395 福岡市西区元岡 744) E-mail: izumi.ai.950@m.kyushu-u.ac.jp

ORCID iD: 0000-0002-5886-2063

^{**} よしまつ なおみ 九州大学附属図書館医学図書館 (〒812-8582 福岡市東区馬出 3-1-1) E-mail: yoshimatsu.naomi.780@m.kyushu-u.ac.jp ORCID iD: 0000-0002-0488-665X

^{††} いのうえ としや 九州大学附属図書館利用者サービス課 (〒819-0395 福岡市西区元岡 744) E-mail: inoue.toshiya.248@m.kyushu-u.ac.jp ORCID iD: 0000-0002-3293-3724

^{‡‡} ほり ゆうこ 九州大学附属図書館 eリソース課 (〒819-0395 福岡市西区元岡 744) E-mail: hori.yuko.993@m.kyushu-u.ac.jp ORCID iD: 0000-0003-1469-9142

^{§§} さいとう みか 東京海洋大学学術情報課 (〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7) msaito0@kaiyodai.ac.jp ORCID iD: 0000-0003-2918-4758

る事務コストは決して少なくなかった。また、このようなサービスレベルは、当館が十年來推進してきているオープンアクセスの理念ともかけ離れていた⁶⁾。

近年はこういった制約を取り払ってデジタルアーカイブのオープン化を図る取組みが増えてきている。国内では京都府立総合資料館「東寺百合文書」⁷⁾の事例を嚆矢として、国立国会図書館⁸⁾、京都大学図書館機構⁹⁾、大阪市立図書館¹⁰⁾、足立区郷土博物館¹¹⁾等の事例が散見される。

2.2. 新運用

こうした背景のもと、当館でも、2018年10月より、以下のように運用を変更した。

表1 対象資料と変更内容

対象資料	新運用内容
当館所蔵の貴重資料等のうち、以下を全て満たすもの ●九大コレクションでデジタルデータを公開している ●原資料の著作権が発生していない又は消失している ●当館が原資料及びデジタルデータの所有権を持つ	① デジタルデータの二次利用に係る利用申請・利用料金を不要とする ② 利用条件を緩和する (学術研究に限定せず商用利用等も広く認める)
その他の貴重資料等	① (利用申請は必要であるが) 利用料金を一律2,500円というシンプルかつ人件費をベースにした妥当なものに変更する ② 利用条件を緩和する (学術研究に限定せず商用利用等も広く認める)

3. 企画・検討

3.1. スケジュール

本学のキャンパス移転が半年後に迫り、職員が多忙を極めるなかで検討をスタートした。2018年3月末のキックオフミーティング以降、数回の集中的な打ち合わせを経て、企画をまとめ上げ、関連規程改正の承認を得た。運用開始日は、移転完了及び中央図書館のグランドオープンの日と揃えることとした。

- 2018/3 検討開始
- 2018/6 企画案決定→附属図書館事務部で承認
- 2018/7 附属図書館商議委員会で承認
- 2018/10 運用開始

3.2. メリット/デメリット

キックオフミーティングにおいてインターネットで公開しているデジタルデータの二次利用の自由化を提案したところ、これを機に、それ以外の貴重資料等の利用申請手続きについても改善を行いたいという声が挙がった。

それらを含めてメリット/デメリットを検討したところ、オープンサイエンスへの貢献、教育・研究・社会活動における二次利用の活発化、本学のプレゼンスの向上、利用申請・利用料金徴収に係る事務コストの削減等、多くの利点が挙げられた。一方で、デメリットとしては、利用料金無償化によって大学の収入(≠図書館の収入)が減少する可能性や、利用申請が不要になることで利用状況を把握できなくなることが想定され、何らかの対応を検討する必要があることが分かった(3.5, 4.4で後述する)。

3.3. オープン化の対象範囲

当館が九大コレクションで公開しているデジタル化画像は、「貴重資料」「蔵書印画像」「炭鉱画像」という3つのカテゴリーに分かれている¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾。

既存のコンテンツおよそ2万点(メタデータ件数)について、原資料がパブリックドメインかどうか、寄託資料かどうか、画像の所有権は当館にあるかどうか、を全点チェックしていった。その結果、「貴重資料」の一部の画像(原資料がパブリックドメインではないもの)と、「炭鉱画像」全体(原資料がパブリックドメインではないものや寄託資料が混在している)はオープン化の対象外とするほうが良いと判断された。

3.4. 適用ライセンスと表示方法

パブリックドメインとなった資料をデジタル化した画像の著作権の在り方をどのように捉えるか、利用者に対してどう表現するかについては、様々な考え方があり、おおむね以下のようにパターン分けできる。

- 1) クリエイティブ・コモンズ(CC)ライセンス
- 2) パブリックドメインマーク(PDM)
- 3) RightsStatements.org¹⁵⁾¹⁶⁾
- 4) 特に明記しない(利用者の判断に任せる)

国内外ではCCライセンスのCC BYやCC 0を適用する事例が散見されるが、CCライセンスは自身が著作権を保有しているコンテンツに対して意思を表明するものである。当館では、パブリックドメインの資料を撮影(複製)した平面画像について撮影者の著作権は発生しないと考え、CCライセンスは採用しないことにした。他方、RightsStatements.orgは単にコンテンツの著作権の状態を示すための方法であり、CCライ

センスよりもふさわしいと考えられるが、残念ながら2018年時点では知名度が低く、必ずしも利用者にとって分かりやすいものではないという懸念があった¹⁷⁾。

最終的に当館では以下の方法を採用した。

- オープン化の対象資料については、メタデータの「権利情報」に資料がパブリックドメインであることを明記し、次の URL を記載する
<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/reuse>
- オープン化の対象ではない資料については、メタデータの「権利情報」に次の URL を記載する
<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/services/visitors/copyright-guidance>

メタデータの「権利情報」は、IIIF 対応画像ビューワー内にも表示され、九大コレクション以外の環境で画像を閲覧した場合でも利用者に伝わるようになっていく。



図1 九大コレクションにおける権利情報の表示

3.5. 新利用料金

オープン化の対象ではない所蔵貴重資料等の二次利用については、引き続き事前の利用申請を必要とするが、手続きの簡素化を検討した。従来の運用において特に問題だと思われたのが、「九州大学附属図書館貴

¹ 「文部科学省著作教科書の著作権等に関する法律」の第十二条「出版権者は、発行の指示があつたときは、すみやかに発行の指示があつた部数に応じ、定価（出版料相当額を除く。）の百分の二から百分の十六・六までの範囲内で文部科学省令の定めるところにより算定した額の出版料を国庫に納付しなければならない。但し、文部科学大臣は、発行の指示があつた日から四箇月を限度として、出

重資料等の出版・放映に関する取扱規定」第5条（料金納付）で定められた利用料金の算出式であった。

表2 旧算出式と新算出式

旧算出式 ¹	販売価格（税別価格）×（掲載頁数／総頁数）×（3/100）×発行部数
新算出式 ²	申請1件につき一律2,500円

旧算出式には以下のような問題があった。

- 算出式が適用できずに料金徴収できないケースがある（テレビ放映、ウェブサイトや電子出版物への掲載）。このように無償となるケース（事務コストだけがかかる）は実際には有償となるケースよりも多い
- 発行部数が大量の出版物（新聞等）への掲載は料金が高額になり、申請者が掲載を諦めてしまうことがある
- 料金算出のために申請者と何度か連絡を往復する必要がある

問題点の分析を踏まえ、以下の基本方針に基づき新しい算出式を考案した。

- 利用促進の観点から、最低限の事務コストをベースにして一律料金を設定する
- 現行の料金算出式で、放映での利用が一律無償となる点を改善する
- 事務簡素化のため、掲載／放映／翻刻等の別で算出式を分けない

過去数年分の利用申請履歴を用いて、新算出式を採用した場合のシミュレーションを行った。ここでは、実績値を参考にして、利用申請を受けた資料が既にデジタル化されている割合を6割程度と仮定した。また、業務分析の結果、旧算出式による利用申請処理には1.5h程度の事務コストがかかっていたが、新算出式では1.0h程度に抑えられると想定した。シミュレーションの結果、新算出式では収入減になることを危惧していたが、事務コストを含めて考えると実質的にはプラスに転じることが分かった。

この結果を根拠として、事務コストをベースにした新算出式を含む規程改正案を本学財務部に相談したところ、問題なく了解を得ることができた。

版料納付の時期を定めることができる。」を参考に策定された。

² ここでは申請1件あたりの処理時間を1.0h・人と見積もっている。処理者の人件費（時給）は、本学財務部の助言のもと、「国立大学法人九州大学機器利用等料金算定基準」に基づき、「基本給＋地域手当＋地域調整手当及び広域移動手当＋初任給調整手当＋特地勤務手当÷158h（245日×7.75h/12h）」と算出した。

4. 実施準備

以上の検討結果を規程やガイドラインに落とし込んでいった。規程整備の方法については、京都大学の事例が大変参考になった^[18]。

4.1. 「九州大学附属図書館貴重資料等の出版・放映に関する取扱規程」の改正

規程全文はウェブで公開されている^[19]。改正前後の変更点を以下に示す。オープン化については第6条で記述している。

表2 取扱規程新旧対照表

	改正前	改正後
第2条 (定義)	(なし)	(6) インターネット掲載 貴重資料等の映像を、ウェブサイトに掲載すること、データベースに収録すること等により、インターネットを通じて配信することをいう。
第3条 (申請)	出版・放映を希望する者は、所定の許可願を図書館長に提出し、その許可を受けなければならない。	出版・放映・インターネット掲載を希望する者は、所定の許可願を図書館長に提出し、その許可を受けなければならない。
第4条 (許可)	図書館長は、前条の出版・放映の目的が教育及び研究に寄与すると認める場合には、これを許可するものとする。	図書館長は、前条の出版・放映・インターネット掲載が以下の場合に該当する場合を除き、これを許可するものとする。 (1) 著作権、所有権、肖像権等を侵害するおそれがあると認められる場合。 (2) 公序良俗に反する場合。 (3) その他、出版・放映・インターネット掲載を許可することが適当でないと認められる場合。
第5条 (料金 の納付) 第2項	第3条の許可願を提出した者は、翻刻・覆刻出版、掲載出版及び映像製作の許可を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、次項に定める	第3条の許可願を提出した者は、出版・放映・インターネット掲載の許可を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、次項に定める料金

	料金を納付しなければならない。 (1) 学術研究のための論文に掲載するとき。 (2) 翻刻、覆刻若しくは掲載した出版物又は貴重資料等の映像を収録した記録媒体等を無料で配布するとき。 (3) その他図書館長が特に認めるとき。 2 前項の料金の額は、次の式により算出した額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、映像製作の場合は、「(掲載頁数/総頁数)」を「(提供資料収録時間/総収録時間)」に読み替えるものとする。 料金=販売価格(税別価格)×(掲載頁数/総頁数)×(3/100)×発行部数	を納付しなければならない。 (1) 国、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人等が行う学術研究、教育又は文化に係る事業の用途に供することを目的とするとき。 (2) 本学の教育・研究の用途に供することを目的とするとき。 (3) 翻刻、覆刻若しくは掲載した出版物又は貴重資料等の映像を収録した記録媒体等を無料で配布するとき。 (4) その他図書館長が特に認めるとき。 2 前項の料金の額は、許可を受けた出版・放映・インターネット掲載1件につき2,500円(消費税及び地方消費税相当額を含む)とする。
第6条 (Web 上で公開する デジタルデータ の利用)	(なし)	図書館が所蔵する貴重資料等のデジタルデータのうち、インターネット上で公開するものについては、第3条及び第5条1項の規定にかかわらず、利用の方法及び利用料の納付を要しない。 2 前項の場合における利用の条件は、別途定めるものとする。

4.2. 「九州大学附属図書館における「Web 上で公開するデジタルデータ利用」の条件に係る内規」の新規制定

今回新規制定した内規は、取扱規程第6条第2項の「別途」に対応するものである。ウェブでは公開していないため、以下に全文を掲載する。

九州大学附属図書館における「Web 上で公開するデジタルデータ利用」の条件に係る内規 (趣旨) 第1条 この内規は、九州大学附属図書館貴重資料等の出版等に関する取扱規程(平成30年度九大規程第37号)第6条第2項の規定に基づき、九州大学附属図書館の所蔵する貴重資料等のデジタルデータのうち、インターネット上で公開するものを、利用の方法及び利用料の

納付を要することなく利用する場合の条件を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 九州大学附属図書館貴重資料等の出版等に関する取扱規程第6条第1項の規定に基づき、九州大学附属図書館の所蔵する貴重資料等のデジタルデータのうち、インターネット上で公開し、当該データの利用に関し特段の定めを付していないもの（以下「デジタルデータ」という。）は、利用の方法及び利用料は要しないものとする。

(利用条件)

第3条 デジタルデータの利用を行う者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 九州大学附属図書館が提供するデジタルデータであることを明示すること。

(2) デジタルデータを改変した場合は、その旨を明示すること。

(その他)

第4条 この内規に定めるもののほか、デジタルデータの利用に関し必要な事項については、九州大学附属図書館長が定める。

附 則

この内規は、平成30年10月1日から施行する。

4.3. ガイドラインの整備

その他の運用の詳細については、ウェブページ「貴重資料等の画像データの二次利用について」^{[20][21]}

(新規作成)、「貴重資料等の出版・放映・インターネット掲載等について」^[22] (改訂) に盛り込んだ。後者については、例えば以下の修正を行っている。

- 許可しない場合の例「企業の宣伝資料に使用する場合」→営利利用も含めて許可
- 「原則としてインターネット上での公開、またはCD-ROM等電子媒体への掲載はお断りしております」→ウェブ掲載も許可
- 「提供資料の改竄等は禁止します」→改変可

4.4. 利用報告用フォームの作成

オープン化によって利用申請が不要となり利用状況が把握できなくなるというデメリットを軽減するために、当館ウェブサイト上に「貴重資料等の画像データの二次利用報告用フォーム」^{[23][24]}を用意し、利用者から任意で利用状況をお知らせいただけるようにした。

5. リリース

運用開始の2018年10月1日は、前述の通り本学の伊都キャンパスへの完全移転完了及び中央図書館のグランドオープンの日と重なっていたため、広報効果を考慮してニュースリリースを打つタイミングは若干前倒しすることにした。海外での利用も考慮して日本語／英語両方で行っている^{[25][26]}。



図2 当館 Twitter アカウントでの広報 (英文)^[27]

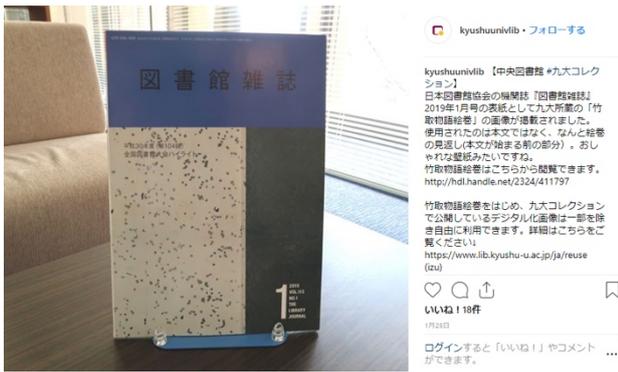
6. 利用者の反響

任意での報告ではあるが、「貴重資料等の画像データの二次利用報告用フォーム」で報告された内容からデジタル化画像の活用の実態を垣間見ることができる(表3参照)。特に当館屈指の人気コンテンツである「蒙古襲来絵詞」^[28]の利用に関する報告が多く、雑誌記事や参考書等への掲載について9件の報告があった。

表3 利用者区分別 利用報告・問い合わせ件数 (2018年10月～2019年5月)

利用者区分		件数
民間企業・法人	テレビ局・番組制作会社	9
	出版社	6
	新聞社	2
	その他	5
教育・研究関係	教員・研究者	4
	公共図書館	1
合計		27

とりわけ印象に残る活用例を2つ紹介したい。1つは、日本図書館協会発行『図書館雑誌』(2019年1月号)の表紙に「竹取物語絵巻」が採用されたことである。どのページが使用されるかは事前に知らされていなかったのだが、発行後に送付いただいた見本誌を見て一同驚いた。資料の本文ではなく絵巻の見返し部分で使用されており、なるほどこういった利用もあるのかと、想像力を掻き立てられた事例であった。

図3 当館 Instagram アカウントでの広報^[29]

もう1つは、新元号の発表後、福岡県京都郡苅田町立図書館からいただいた、万葉集の「令和」出典部分を加工して本の葉を作成したという報告である^[30]。

万葉集の画像は多数公開されているが、「九州大学所蔵の鎌倉時代の写本がとても美し」かったとその理由をお知らせいただき、大変嬉しく感じたものである。

なお、このフォームには利用報告以外にも、画像のトリミングや反転など改変の可否等、利用方法に関する問い合わせも寄せられた。特に、画像を改変する場合のクレジットの記載方法が分からないという質問が複数あったため、ウェブページ「貴重資料等の画像データの二次利用について」に記載例を追記した。

7. 利用申請数と事務コストの変化

オープン化及び二次利用手続きの簡素化を開始した2018年10月から2019年5月まで(8か月間)の利用申請件数を、前年同時期と比較してみたい。表4の通り、利用料金(収入)が63,198円減少したことが判明したが、同時に利用申請処理に係る事務コストも148,750円削減できたことになる。差し引きすれば実質的にはプラスになっていると言えるだろう。また、利用状況の把握という点においても、利用申請の減少分32件は、フォームからの利用報告27件(表3参照)でおおむね埋めることができていると考えられる。

表4 申請件数及び利用料金の変化

期間	2017.10～2018.5	2018.10～2019.5
利用申請 (うち有償)	55件 (15件)	23件 (9件)
利用料金	85,698円	22,500円
事務コスト	206,250円 ³	57,500円 ⁴

³ 55件 * 1.5h/件 * 2,500円/h で計算した。

8. おわりに

2018年10月の本学キャンパス移転完了に伴い、これまで分散配置されていた人文社会科学系の資料が中央図書館に集約し、今後は人文社会科学系教員との連携強化が期待される。同時に実施された事務組織の再編によって、当館eリソース課内にデジタルアーカイブを担当する専任職員1名が配置されたことも大きな一歩である。これまでは移転対応のために本格的な関与が難しかった国文学研究資料館「歴史的典籍ネットワーク事業」にも、いよいよ本格的に取り組むことができる。

2018年度に実現した九大コレクションのIIIF対応と今回のオープン化によって、当館のデジタルアーカイブを支えるシステム面/制度面のインフラが刷新されたと言える。今後はデジタルヒューマニティーズの潮流に資するコンテンツの拡充が課題となるが、現在は、全体的な指針となるデジタル化方針が白紙になっている。例えば、所蔵コレクションの評価、デジタル化の優先順位、予算獲得の戦略、デジタルデータの長期保存(マイグレーション)、アウトリーチ活動等といった観点について検討し、戦略的に取り組んでいく必要があるだろう。

現在、2019年度内のデジタル化方針策定を目指して検討を進めているところである。

参考文献

- [1] 吉松直美, 工藤絵理子, 中尾康朗, 山根泰志, 徳元美智子, 星子奈美, 田村隆. 撮影機材を用いた貴重資料電子化の取組み: 平成22年度「貴重資料の画像及び書誌データベース作成に関する調査研究」報告. 九州大学附属図書館研究開発室年報. 2011, 2010/2011, p. 42-47. <https://doi.org/10.15017/20109>, (参照 2019-06-04).
- [2] 附属図書館研究開発室の概要: 1996~97. 九州大学附属図書館研究開発室年報. 1997, 1996-97, p. 1-22. <https://doi.org/10.15017/16783>, (参照 2019-06-04).
- [3] 片岡真, 香川朋子. 次世代ライブラリ: 4. 変わる大学図書館-九州大学附属図書館のシステムデザイン-. 情報処理. 2014, 55(5), p. 464-469.
- [4] 林豊, 泉愛, 兵藤健志, 野原ゆかり, 芦北卓也, 堀優子. “九州大学附属図書館 Web サービスのリニューアル(2017年度)”. 九州大学附属図書館研究開発室年報. 2018, 2017/2018, p. 18-25. <https://doi.org/10.15017/1935832>, (参照 2019-06-04).
- [5] “附属図書館所蔵資料のデジタル画像が活用しやすくなりました(国際規格 IIIF に対応) | 九州大学附属図書館”. <https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/news/16059>, (参照 2019-06-04).
- [6] 九州大学第三期中期計画 34「各学問分野の学術情報の整備、情報サービス機能の拡充をすすめるとともにオープンサイエンスを推進する」“国立大学法人九州大学の中期計画”. <https://www.kyushu-u.ac.jp/f/32904/keikaku.pdf>, (参照 2019-06-04).

⁴ 23件 * 1.0h/件 * 2,500円/h で計算した。

- [7] 福島幸宏. E1561 - 京都府立総合資料館による東寺百合文書の WEB 公開とその反響. カレントアウェアネス-E. 2014, No. 259.
<http://current.ndl.go.jp/e1561> (参照 2019-06-04).
- [8] “国立国会図書館ウェブサイトからのコンテンツの転載 | 国立国会図書館—National Diet Library”.
<https://www.ndl.go.jp/jp/use/reproduction/index.html>, (参照 2019-06-04).
- [9] 赤澤久弥, 大村明美. E2004 - 京都大学附属図書館における貴重資料画像の二次利用自由化. カレントアウェアネス-E. 2018, No. 343.
<http://current.ndl.go.jp/e2004>, (参照 2019-06-04).
- [10] 澤谷晃子. 大阪市立図書館デジタルアーカイブのオープンデータの利活用促進に向けた取り組み. カレントアウェアネス. 2018, (336), CA1925, p. 5-8.
<http://current.ndl.go.jp/ca1925>, (参照 2019-06-04).
- [11] 資料データをパブリックドメインで公開 区立博物館の先進的チャレンジ. MML Journal. 2018, Vol. 4.
http://www.museummedialabo.jp/wp-content/uploads/2018/03/MML_JOURNAL_04_out_artbord_lite_180319.pdf, (参照 2019-06-04).
- [12] “貴重資料 | 九大コレクション | 九州大学附属図書館”.
https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_browse/rare/, (参照 2019-06-04).
- [13] “蔵書印画像 | 九大コレクション | 九州大学附属図書館”.
https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_browse/seals/, (参照 2019-06-04).
- [14] 相部久美子, 梶原瑠衣, 古賀京子, 星子奈美, 山根泰志. 九州大学附属図書館における蔵書印画像の収集と公開について. 九州大学附属図書館研究開発室年報. 2017, 2016/2017, p. 37-48.
<https://doi.org/10.15017/1812929>, (参照 2019-06-04).
- [15] “RightsStatements.org”.
<https://rightsstatements.org/en/>, (参照 2019-06-04).
- [16] 時実象一. “デジタルアーカイブのライセンス表示についての動向”. デジタルアーカイブズ・ベーシック. 福井健策, 数藤雅彦. 勉誠出版. 2019, p. 178-191.
- [17] 高橋菜奈子. E2082 - 千葉大学学術リソースコレクション c-arc の公開. カレントアウェアネス-E. 2018, No. 359.
<http://current.ndl.go.jp/e2082>, (参照 2019-06-04).
- [18] 赤澤久弥, 大村明美. E2004 - 京都大学附属図書館における貴重資料画像の二次利用自由化. カレントアウェアネス-E. 2018, No. 343.
<http://current.ndl.go.jp/e2004>, (参照 2019-06-04).
- [19] “九州大学附属図書館貴重資料等の出版等に関する取扱規程”.
<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/147/1/2006kitei037.pdf>, (参照 2019-06-04).
- [20] “貴重資料等の画像データの二次利用について | 九州大学附属図書館”.
<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/reuse>, (参照 2019-06-04).
- [21] “Reuse of digitized images of rare materials | Kyushu University Library”.
<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/en/reuse>, (参照 2019-06-04).
- [22] “貴重資料等の出版・放映・インターネット掲載等について | 九州大学附属図書館”.
<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/services/visitors/copyright-guidance>, (参照 2019-06-04).
- [23] “貴重資料等の画像データの二次利用報告用フォーム | 九州大学附属図書館”.
<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/webform/reuse>, (参照 2019-06-04).
- [24] “Report on reuse of digitized images of rare materials | Kyushu University Library”.
<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/en/webform/reuse>, (参照 2019-06-04).
- [25] “貴重資料等のデジタル化画像が自由に利用できるようになります (2018 年 10 月～) | 九州大学附属図書館”.
<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/news/19475>, (参照 2019-06-04).
- [26] “Kyushu University Library makes its digitized images of public domain materials openly available (From Oct 2018) | Kyushu University Library”.
<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/en/news/19475>, (参照 2019-06-04).
- [27] QLib_info. Twitter.
https://twitter.com/QLib_info/status/1045200364004208640, (参照 2019-06-04).
- [28] “蒙古襲来絵詞 (模本) | 九大コレクション”.
<http://hdl.handle.net/2324/411726>, (参照 2019-06-04).
- [29] kyushuunivlib. Instagram.
https://www.instagram.com/p/BtC_pCiHczA/, (参照 2019-06-04).
- [30] . 蒔田町立図書館. “図書館だより”. 2019, No.344.
<http://kanda-ed.jp/about/docs/4 added82dab4c7c9e0a0b4f1013b046a99bae78666.pdf>, (参照 2019-06-04).



本著作の著作権は著者に帰属します。注があるものを除いて、本著作の内容物はクリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 (CC BY 4.0) ライセンスの下に提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>